

●記念軍艦旗規則

昭和十六年十月二十一日
達第三百二二十四號

記念軍艦旗規則左ノ通改正ス

記念軍艦旗規則

第一條 戰時又ハ事變ニ於テ艦艇、特務艦艇又ハ陸上部隊戰鬪

ノ際使用シタル軍艦旗ハ其ノ艦艇等ノ名譽ヲ表彰シ且軍隊教育資料トスル爲現品ニ其ノ戰歴ヲ添附シテ之ヲ保存スルコト

ヲ得特設ノ軍艦、特務艇、特務艦又ハ特設陸上部隊ニ付亦同ジ

前項ノ軍艦旗ハ之ヲ記念軍艦旗ト稱ス

記念軍艦旗ハ一戰役又ハ一事變ニ付一旒トス

第二條 記念軍艦旗ハ海軍記念日、戰役又ハ事變ノ記念日、戰

死者ノ祭典等ニ際シ之ヲ掲揚シ又ハ祭壇ニ飾ルモノトシ尙將來戰鬪ノ際ハ成ルベク之ヲ掲揚スルモノトス

第三條 記念軍艦旗ヲ設定セントスルトキハ其ノ戰歴ヲ詳記シ

軍艦旗ノ定數增加ノ請求ヲ爲スベシ

第四條 定員又ハ乗員ヲ置カレザル艦艇、特務艦艇（特設ノ軍

艦、特務艇、特務艦ヲ含ム）ニ在リテハ其ノ記念軍艦旗ハ直接當該艦艇、特務艦艇ヲ保管スル官廳ニ於テ之ヲ保管シ艦籍ヨリ除カレタル場合又ハ部隊ヲ廢止セラレタル場合ニ在リテハ所管鎮守府ノ軍需部ニ於テ之ヲ保管スルモノトス

第五條 新造ノ艦艇、特務艦艇ニシテ舊艦艇名ヲ踏襲シタルモノ、特設ノ軍艦、特務艇、特務艦ニシテ再就役シタルモノ又ハ部隊ニシテ改名若ハ襲名シタルモノハ舊艦艇又ハ舊部隊ノ記念軍艦旗ヲ繼承スルモノトス